

林業労働災害レスキュー訓練を 行いました！



林業の現場は、救急車が入れない奥山や携帯電話の電波が届かない場所など、労働災害が発生した際に、対応が難しい環境が珍しくありません。

そこで県では、令和3年度から消防署の協力のもと、救助活動に必要な知識や技術を学ぶ「林業労働災害レスキュー訓練」を実施しています。

令和7年度も、県内5圏域で訓練を実施し、対応力と労働安全意識の向上を図っています。

緊急通報訓練

携帯電話や衛星電話を使い、実際に「119番」通報を体験しました。

衛星電話を使用した訓練では、衛星の捕捉に苦戦する場面もありました。さらに、岐阜県から遠く離れた東京消防庁に繋がるなど、参加者にとっては想定外の事態にも直面しましたが、消防隊員の助言を受けながら、訓練を進めました。

また、山の中で要救助者の位置を伝えることの難しさを実感し、現場に入

る前に消防署と現場の位置情報等を共有する仕組み「G-For-est緊急通報カード」の必要性を改めて学びました。

救出訓練

倒木の下敷きになった人を救出する訓練では、レスキュー用マネキンを使用して、安全を確認しつつ、チェーンソーで倒木を切断する方法や、周囲にある丸太を活用してテコの原理で重い倒木を除去する方法を学びました。



【救出訓練】

また、倒木を除去せずに救出する方法として、現場の資材を活用し、レス

キュー用マネキンの下にブルーシートを滑り込ませて引き出す方法を学びました。

搬送訓練

要救助者を近くの道まで搬送する訓練では、リュックサックやロープを活用して要救助者を背負って運ぶ方法や、周辺にある枝や衣類などを組み合わせて作った簡易担架による搬送など工夫を凝らした訓練を実施しました。

リュックサックを使った訓練では、体重105kg(自称)の要救助者役を一人で背負う姿も見られました。消防署の搬送技術はもちろん、森林技術者の底力も感じられる場面となりました。

なお搬送には、転倒による二次災害や要救助者の重篤化のリスクを伴うため、急斜面など状況によっては無理に搬送せずに、救急隊を待つことも必要であることを学びました。



【搬送訓練】

応急処置訓練

林業労働災害は、重大事故に繋がりがやすく一分一秒を争う場合があります。救急隊が到着するまでの間に、自分達で出来る応急処置として、三角巾を使用した止血や骨折時の固定の方法、心肺蘇生法などを学びました。



【応急処置訓練】

訓練の振り返り

参加者からは、「緊急通報で、自分達のいる場所を伝えるのが大変だった」「消防署員に対処方法を聞く機会はなかなかないので、勉強になった」などの意見がありました。

林業は、全産業の中で労働災害の発生頻度が最も高く、かつ県内の林業労働災害発生件数は下げ止まりの状況にあります。引き続き同訓練を継続するとともに、関係者の安全意識を高める取り組みを進めてまいります。

【森林経営課 担い手企画係】